

(新) 発達段階に応じた環境教育の「ねらい」等策定に関する調査研究  
16百万円(0百万円)

総合環境政策局環境教育推進室

## 1. 事業の概要

平成18年12月の教育基本法の改正、平成19年6月の学校教育法の改正により、(義務)教育の目標の一つに、「自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が掲げられたことを受け、学校における環境教育の更なる充実が求められている。

現在、学校では、学習指導要領に基づき、各教科、総合的な学習の時間等あらゆる学習活動を通じて環境教育が行われているところであるが、各教育段階での教育目標や教授すべき内容について、環境の分野・領域別に、具体的かつ体系的に示したものがない。

そのため、文部科学省と連携し、発達段階(学校段階・学年)に応じた環境教育の「ねらい」(目標)及び環境分野・領域別の学習内容を策定するために必要な調査研究等を行い、その成果を学校現場等に提供する。

## 2. 事業計画

### (1) 発達段階に応じた環境教育の「ねらい」の策定

学習指導要領を踏まえつつ、発達段階(学校段階・学年)に応じた環境教育のねらい(目標)を策定する。

### (2) 環境分野・領域別の学習内容に係る調査研究

(1)で策定した「ねらい」に基づき、環境分野・領域別の具体的な学習内容についての調査研究を行う。

### (3) 「環境教育マトリクス」の作成

(1)、(2)での成果を踏まえ、各学校段階、学年で学ぶべき学習内容等を分かりやすく示した表(「環境教育マトリクス」)を作成し、教育委員会を通じて全国の小、中学校に周知する。

## 3. 施策の効果

学校の教員に対し、「どのような目的を持って」、「どの段階で」、「何を」教えるかを具体的・体系的に示すことで、学校での環境教育が推進されるだけでなく、児童生徒への教育効果も高まる。

## 4. 備考

調査費 15,877千円(上記(1)~(3)の各種調査)

# 発達段階に応じた環境教育の「ねらい」等策定に関する調査研究

## 背景

- (H19.3ヒアリング調査 以下現場の生の声)
- ・ 環境教育で教えるべき内容を体系的に示したものがなく、現場の環境教育は各教師の裁量に委ねられている現状
  - ・ 環境教育の内容を、発達段階別・領域別に、具体的かつ体系的に示したものを全国の学校に示すべき
- (H19.6.20学校教育法の一部改正) 第21条「義務教育として行われる普通教育の目標」の一つに環境教育が規定  
学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

## 発達段階に対応した環境教育の「ねらい」策定



## 環境分野・領域別の学習内容を示した環境教育マトリクス作成

(例)

分野・領域 教育段階		温暖化 エネルギー	廃棄物 リサイクル	自然保護 生物多様性	化学物質	水・大気 公害
		幼稚園				○○○○
小学校	1年			○○○○		
	2年			○○○○		
	3年	□□□	△△△			▽▽▽
	4年	□□□	△△△			▽▽▽
	5年			○○○○		
	6年			○○○○		
中学校		□□□	△△△		××××	
高校		□□□		○○○○	××××	▽▽▽

策定した「ねらい」と学習指導要領とをリンクさせ、各段階で学ぶべき内容を各学校現場に分かりやすく示す。

「環境保全」のみならず「経済開発」や「社会発展」の視点も盛り込んでいく。  
 (参考)  
 「国連持続可能な開発のための教育の10年」

## 効果

「ねらい」とともに、「どの段階で」「何を」学ぶか示すことで、教師が環境教育・学習に取り組みやすくなり、学校での環境教育が推進される。